

第5章

「台湾の環境法と行政制度」

はじめに

終戦年の1945年に約600万人だった台湾の人口は、現在約3倍半の2000万人余りにまで膨張した。この人口増加は、環境資源に対する需求も増大させた。資源に対する消費量が増加するに伴い、廃棄物の排出と環境汚染が生じる。特に政府が1953年に計画的工業化経済を打ち出して以来、台湾の経済は飛躍的に成長し、国民所得も大幅に増大した。しかし、この反面、環境に対する悪化が全面的にもたらされた。高山の森林が伐採され、山崩地滑が生じ、水土の保持が不良となり、野生生物も絶滅の危機にひんしている。さらに、低い地区の水質悪化、洪水氾濫の恐れが出ている。

台湾全島の面積は3万6000km²で、農地と都会地域はわずかに26%の平原盆地に集中している。これまで工業発展に重点を置き、公害予防対策が遅れたため、環境への負荷が極めて大きかった。人口の密度、車輛の数、登記工場の数、養豚の密度などの指標から見ると、負荷の度合はかなり高い（第1表参照）。その反面、公共施設の点では、例えば、下水道の普及率はわずか3.3%であり、これを他国と比較すると、日本は台湾の14倍、米国は台湾の25倍である。汚染の進行状況は急速に進んでおり、最近環境問題の重要性と急迫性がやっとなりと認識されはじめてきたといえる。⁽¹⁾

台湾は、NIEsの一つに数えられる。とりわけ、所得分配の改善、物価の安

定、債務問題の未発生などの点からこれまで優等生と評されてきたが、環境の汚染と破壊は、ここ数年来、国民が深刻に憂慮している問題である。例えば、公害問題が80年代初頭に国会議員の選挙公約の一つとなったり、公害紛争処理が混乱を招いたり、原発反対運動が全国各地で起こったりしている。政府もこれらの事件を重視して、1987年8月22日にそれまでの衛生署（日本の厚生省に近い機関）を改組して、行政院環境保護署（日本の総理府環境庁に相当する、以下、「環保署」と略称する）を設立した。また、同年10月に「現段階における環境保護政策綱領」を発表した。この綱領には次の2大目標が掲げられている。

(1) 自然環境を保護し、生態系のバランスを維持保全する。以て、後の世代にこれを引き渡すため永続的な利用を図る。

(2) 健康な国民生活を保障し、安全かつ快適な環境質を追求する理念の下に、国民の生存および生活環境を保全し、かつ公害による侵害を未然に防止することにする。

この政策綱領が示すように、環境保護の対象とすべき領域は極めて広範囲にわたり、生態保全、自然景観、国立公園、下水道設備、公害防止、廃棄物処理、原子力エネルギーなど多種多様である。だが、環保署が主管する主な任務は、公害防止および廃棄物処理である。

環保署は設置以来、精力的かつ積極的に、各種の政策を企画し、環境保護基本政策の推進、公害防止の強化を図ってきた。現在進行中の長期環境保護計画は、台湾の環境質を、西暦2000年前までに、先進諸国並のレベルにまで⁽²⁾引き上げることが目標として設定されている。

第1表 現段階環境負荷概況（1991）

(1) 人口数

臺灣地區：20,453,937人（6月末）	568（人／km ² ）
臺北市：2,726,139人（6月末）	10,031（人／km ² ）
高雄市：1,402,735人（6月末）	9,132（人／km ² ）

(2) 車輛数

臺灣地區：11,939,152輛（6月末）	332（輛/km ² ）
臺北市：1,275,516輛（6月末）	4,693（輛/km ² ）
高雄市：982,419輛（6月末）	6,396（輛/km ² ）

(3) 工場数

臺灣地區：94,183家（5月末）	3（家/km ² ）
臺北市：2,723家（5月末）	10（家/km ² ）
高雄市：2,341家（5月末）	15（家/km ² ）

(4) 養豚数

臺灣地區：8,528,631頭（3月末）	237（頭/km ² ）
臺北市：39,874頭（3月末）	147（頭/km ² ）
高雄市：12,669頭（3月末）	82（頭/km ² ）

I 環境問題の特徴

1. 経済・社会指標から見た台湾地区における環境負荷の現状⁽³⁾

(第2表参照)

(1) 人口過密が環境に与える負荷 (第3表参照)

1990年末、台湾地区の人口は既に2,035.94万人に達し、1 km²当りの人口密度は566人である。これを1987年の世界各国の人口密度と比較すると、台湾は、アメリカの21.38倍、西ドイツの2.27倍、イギリスの2.39倍、オランダの1.55倍、日本の1.7倍となる。台湾の統計によると、都市人口の増加率は比較的高く、人口が都市部に流入している傾向がある。台北地区を例に見ると、台北市の人口は270万人、1 km²当りの密度は10,007人にも達している。台北県の人口は294万人、台北市と台北県の合計人口は564万人となり、これは台湾地区の総人口の28.2%を占める。台湾の人口過密は、ゴミ、生活排水、自動車騒音などの増加につながり、あらゆる面における環境への負担を重くする。

第2表 台湾地區環境負荷指標

項	人口登錄數	人口密度	車回登錄數	機動車回密度	工場登錄數	工場密度	豚飼育頭數	國內エネルギー消費量 (重油換算量千キロワット)	平均一人エネルギー消費量 (キロワット消費量/人)	ゴミ量 (万トン)(年度)	平均日ゴミ排出量 (キログラム/人/年度)
1981	1813.55	503.76	541.34	150.37	60.28	1.67	4.826	27431.4	1526.47	356.28	0.63
1982	1845.79	512.72	604.53	167.92	59.77	1.6	5.182	27959.3	1528.08	386.50	0.65
1983	1873.29	520.36	667.41	185.39	63.22	1.76	5.888	30992.8	1666.68	404.20	0.66
1984	1901.25	528.12	734.28	203.97	61.01	1.69	6.569	33083.7	1753.01	427.96	0.67
1985	1925.81	534.95	795.00	220.83	68.15	1.89	6.674	34450.3	1800.38	483.00	0.74
1986	1945.46	540.40	869.60	241.56	77.46	2.15	7.057	37631.7	1944.14	509.32	0.77
1987	1967.26	546.46	770.22	213.95	84.16	2.34	7.129	40551.2	2072.75	528.34	0.78
1988	1990.38	552.88	893.09	248.08	90.61	2.52	6.954	44922.1	2270.11	588.23	0.86
1989	2010.74	558.54	1020.52	283.48	93.93	2.61	7.783	46952.5	2396.46	625.87	0.90
1990	2035.94	565.54	1146.53	318.48	92.98	2.58	8.565	50726.6	2507.12	684.48	0.96

(出所) 行政院環境保護署編『中華民國台灣地區環境資訊』1991年版, 25ページ, 表2-2-3。

第3表 台湾地区人口成長と都市部の人口比率

項目	台湾地區總人口數 (人)		男性 (人)		女性 (人)		性別比 (%)	成長率 (%)	粗出生率 (%)	粗死亡率 (%)	人口密度 (人/km ²)	都市部人口 (人)	
	實數	百分率比	實數	百分率比	實數	百分率比						實數	百分率比
1986	19,454,610	100.00	10,086,389	51.85	9,368,221	48.15	107.67	10.21	15.92	4.89	540.40	12,640,426	6,814,184
年未												64.97	35.03
1987	19,672,612	100.00	10,190,180	51.80	9,482,432	48.20	107.46	11.21	16.00	4.91	546.46	12,891,619	6,780,993
年未												65.53	34.47
1988	19,903,812	100.00	10,301,796	51.76	9,602,016	48.24	107.29	11.75	17.24	5.14	552.88	13,148,784	6,755,028
年未												66.06	33.94
1989	20,107,440	100.00	10,398,619	51.72	9,708,821	48.28	107.01	10.23	15.72	5.15	558.54	13,360,613	6,746,827
年未												66.45	33.55
1990	20,359,403	100.00	10,518,667	51.66	9,840,736	48.34	106.89	12.53	16.55	5.21	565.54		
年未													

(注) 1) 性別比とは、100人の女性に対する男性数の割合を示すものである。

(2) 自動車の増加と汚染量の増大

1990年末の台湾地区における自動車とオートバイの台数は1,146.53万台に達し、前年(1989年)の6月末に比較すると、1年半で19万5330台増加している。1㎥当りの自動車、オートバイの台数は318.48台であり、これは、1985年のアメリカの15.1倍、86年の日本の2.4倍、西ドイツの3.37倍、イギリスの3.22倍、オランダの2.06倍、フランスの6.04倍のそれぞれに当たる。

1988年台湾地区の自動車およびオートバイが排出した汚染物質である、一酸化炭素、炭化水素、水酸化物の3項目は、合計で224万8000トンであり、台湾地区の同じ3項目の総排出量470万トンの48%に達する。

(3) 工場数の増加と汚染量の増大

1990年以来、台湾地区で登録された工場総数は、9万3000件、1㎥当りの工場数は平均約3件あり、1985年アメリカの平均0.04件、日本の1.16件、西ドイツの0.17件と比較して、かなり高い数字である。工場から排出される主な汚染物質は、産業煤煙、産業廃水、産業廃棄物の3つである。推計では、産業製造過程で排出される浮遊粒子状物質は、年間総量の59%を占め、1日当りの産業廃水排出量は、水質汚濁全体量の54%を占める。産業廃棄物の種類、排出量は共に多く、特にPCB、水銀を含む汚水、ヒ素、カドミウム、アルミニウム、亜鉛などの重金属、農業製造に伴う廃棄物などが、有害廃棄物として排出される。

(4) エネルギー消費量と環境汚染の相関関係

1990年台湾地区の石油、天然ガス、石炭、水力、原子力エネルギー等の初級エネルギー消費量総計は、重油の量にして5072万6600トンに相当し、1㎥当りの平均は1200トン、これは、アメリカの5.93倍、日本の1.17倍、西ドイツの1.09倍、イギリスの1.39倍、フランスの3.27倍に当たる。また、工業燃料、発電燃料、自動車などの燃料、住宅燃料などのエネルギーも、大気汚染

の主な原因の一つとなっている。

年々、台湾のエネルギー消費量は増加しており、その汚染物質排出量もこれに比例して増加している。エネルギー消費により排出される汚染物質は、硫黄酸化物と窒素酸化物が主であり、ばい塵、一酸化炭素、微量な重金属類も排出する。

(5) 家畜と汚染量の相関関係

豚一頭の汚染物排出量は、人間1人当り汚染量の4～6倍に相当する。1990年来、台湾地区の飼育豚数は856万頭、1km²当り237頭であり、これは、アメリカの42倍、日本の6.59倍、西ドイツの2.13倍、イギリス6.39倍、フランスの9.59倍である。他に、養鶏約7000万匹、牛17万頭が飼育され、これらの家畜が排出する廃棄物と屠殺場から汚染物の量を加えると、相当な量に達する。

(6) 下水道普及率の伸びの緩慢さ

家庭廃水は、河川の主要汚染源の一つである。台湾地区における1日当りの汚水排出量は448万4000m³に達している。それに対して下水道普及率は僅か3.3%に過ぎない。先進諸国では、アメリカの場合、既に74%に達しており、日本40%、西ドイツ86.5%、イギリス83%、オランダ81%、フランス63.7%と高い普及率を示している。台湾の下水道普及率は低く、そのため河川の汚染には重大な影響を及んでいる。

(7) ゴミの著しい増加に伴う処理費用の負担増加

台湾地区の1990年のゴミ排出量は684万トンに達しており、これはその前年度の625万トンに対して8.56%の増加である。また、1人当りのゴミ量は1987年には1日平均0.78kgであったが、90年には0.96kgに増加している。台湾のゴミ清掃費は低額で、日本の東京を例に取ってみると、1988年1kg当りの清掃費は台湾元に換算し8.2元、それに対して、台湾台北の平均額は僅か

に1.21元、高雄市では0.92元にすぎない。

最近は、台湾でも「使い捨て」の悪い習慣が増えており、国内資源が乏しく輸入に頼っているにもかかわらず、発砲スチロール製品、ビニール袋、ポリエチレン容器など各種の包装容器が広く使われている。しかし、この種のゴミは処理コストが高い。

さらに国内建設業の発展に伴い、建築廃棄物が至る所に放置されており、地方行政機関の清掃すべきゴミの量が大幅に増加している。

以上の内容から見ると、国土が狭く人口の多い台湾では、環境にかかる負担が重いといえる。これらを分析すると、現在の環境保護事業にかかる負担の状況は、次の「三高」と「三少」によって概括することができる。

- ① 密度の高さ——環境に影響を与える各種経済社会指標の密度が高い。
- ② 成長率の高さ——汚染源は経済成長に伴って増加する。
- ③ 期待の高さ——国民の環境保護事業に対する期待が高い。
- ④ 経費の少なさ——政府および民間が環境保護に投入する経費の比率が低い。
- ⑤ 人力の少なさ——環境保護事業に従事する人員が少ない。
- ⑥ 技術の少なさ——環境保護事業は先進諸国のそれに対し15年から20年の遅れをとっており、環境保護技術の水準が低い。

2. 公害と廃棄物の現状⁽⁴⁾

(1) 大気汚染

台湾地区の主要大気汚染物質は、固定汚染源（産業製造過程での排出と燃料燃焼）、交通機関による汚染、廃棄物処理（露天燃焼）、その他（建設および道路工事）の4項目であり、総排出量から推計すると、1988年浮遊粒子物質の総計は590万トン、中でも産業製造過程での排出が348万トンと最も多い。硫酸酸化物の総計は136万8000トン（このうち、最多は燃料燃焼による排出、104万トン）、窒素酸化物の総計は63万6000トン（このうち、最多は交通機関による排出、31万

7000トン)、炭化水素の総計は91万6000トン(このうち、最多は交通機関による排出、48万2000トン)、一酸化炭素の総計は314万7000トン(このうち、最多は、交通機関による排出、147万6000トン)である。

環保署が台湾地区に設置している18カ所の大気質自動監測所によれば、1988年に測定された延べ6006回のうち、982回の測定値が「大気汚染格標値」(Pollutant Standard Index: PSI) 100を超えている。⁽⁵⁾このうち、浮遊粒子状物質が847回で、最も多く測定された。大気質の劣化度は、初級(PSIが200を超えたもの)、中級(PSIが300を超えたもの)、緊急(PSIが400以上のもの)の3つの等級に分けられている。1988年の大気汚染劣化報告では、初級劣化は59地区で23日間、中級劣化は4日間、うち基隆で1日、板橋で3日間の発生となっている。

(2) 水質の汚濁

水質汚濁の原因は次の4種類に分けられる。生活雑廃水、産業廃水、畜産業廃水、ゴミまたはゴミからの汚水である。1987年の推計によれば、台湾地区の1日当りの汚染水の排出量は757万5000m³に達する。内訳は、生活雑廃水が448万4000m³(59%)、産業廃水が273万m³(5%)である。これらの排出が生み出す総汚染量(BOD)については1日当り3350トンに達し、中でも、生活雑廃水の汚染量は832トン(28%)、産業廃水は54%、畜産業廃水が21%を占めている。畜産業廃水量が全体に占める割合は高くないが、その汚染程度は相当に高い。

次に河川の汚濁を見ると、台湾地区の主要河川21本の合計距離は2092km、このうち、未汚染流域または僅少汚染は1407km(67.3%)、軽度汚染流域は195km(9.3%)、中度汚染流域は218km(10.4%)、重度汚染流域は272km(13%)である。五大港湾中で重度の汚染が進んでいるのは基隆港および高雄港、水質がまだ良好であるのは台中港、未だ汚染されてない港湾は蘇澳港である。

(3) 騒音

1988年の公害苦情統計によれば、総数2万2200件のうち、騒音に関するものは37.1%を占め、最多であった。音源別では工場騒音の65.7%が最も多く、次いで娯楽営業18.7%、近隣騒音6.2%、マイク・スピーカーからの騒音4.8%、建設工事4.2%、交通騒音0.5%となっている。騒音管制基準では、住宅地区で夜間50デシベル以下、商業区で55デシベル以下、工業区および付近の住宅で夜間70デシベル以下とされている。調査によれば、台北市一般地区の騒音はほぼ61～88デシベルの範囲内に分布しており、日中の平均は65デシベル以上、商業区では70デシベル以上となっている。台北市建国南北路高架道路の騒音は71～79デシベルである、空港の騒音状況は、最大音量が102デシベルにも達している。

(4) 悪臭

悪臭を引き起こす物質には、アンモニア、硫化水素、硫化メチル、硫黄、アルコール類、メチルアミノ酸などがある。1989年の公害苦情2万余件のうち、悪臭に関するものは、2152件、9.7%を占めている。中でも、工場によるものが最も多く、37.1%、次いで一般住宅27%、飲食業13%、畜産業4%となっている。

(5) 土壌汚染

土壌汚染を生み出す物質の大部分は、水および大気を経て土壌中に送り込まれる。汚染源には、産業廃水、家畜のし尿、家庭雑廃水、排気ガス、産業排出ガス、ばい煙、酸性雨、農薬などがある。これらを原因とする公害は、通常緩慢な累積による結果であるため、どうしても軽視されがちになる。

現在、台湾地区で土壌汚染が深刻な地区は、桃園県、彰化県、台中県などであり、主要な汚染重金属物質は、カドミニウム、クロム、ニッケル、鉛、亜鉛である。1988年末の統計では、重金属の含有地区は11万600ヘクタールで、12.5%にも上り、今後規制を伴う改善がなされなければ、西暦2000年には、22万ヘクタールに達するものと推計される。

(6) 地盤沈下⁽⁶⁾

地盤沈下とは地下水の汲み上げによる地面の降下現象である。台湾地区での年間降水量のうち、地中に浸透する量は40億 m^3 と推定される。これに対して、地下水の汲み上げ量は41億 m^3 に達しており、既に地中に浸透する水量を超えている。

台湾地区では14の地盤沈下箇所が測定されている。重度地盤沈下地区は、4箇所ある。台北盆地の中和は1972年7月から86年の間に18.018cm沈下、その他、板橋はこの期間に11.409cm沈下、屏東沿海地区水底寮は1984年7月～1986年12月までの間に25.24cm沈下、塩寮は1983年7月～1986年12月の間に11.01cm沈下した。

(7) 振動

振動も生活環境の快適さを侵害する公害の一種であるが、十分な具体的統計数値はまだ不足している。

(8) 廃棄物の現状

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の2つに大きく分けられる。前者はゴミ等の環境衛生を汚染する廃棄物であり、後者は有害産業廃棄物（工場、事業所が排出する毒性を有する物）と一般産業廃棄物（有害産業廃棄物以外の産業廃棄物）である。

一般廃棄物であるゴミは、政府機関によって清掃される。台湾地区の1989年度のゴミ量は625万トン、1日当りの平均清掃量は、1万7147トンである。1980年度1日当りの平均清掃量は、僅かに8736トンであるので、9年間で1日当りの平均が8411トン増加したこととなり、増加率は96%にも達している。現在ゴミの処理方法は、埋め立て87%、消却1.4%、堆肥として再利用される物が0.8%、その他10.8%となっている。

産業廃棄物の年間総量は3000万トンと推計され、有害廃棄物は290万トンで10%を占めている。産業廃棄物は、法律に基づき工場、事業所自身が責任

を持って処理すべきとされている。環保署は1989年5月、産業廃棄物貯存清掃処理法およびその施設標準を制定し、厳格な監督指導を行っている。

3. 公害規制に対する一般意識が低い⁽⁷⁾

台湾の環境問題は、水質汚染、大気汚染、廃棄物などのいわゆる代表的な公害問題に代表される。国土が狭く廃棄物処理が困難であり、メッキ、皮革、染色関連の中小企業からの廃水、ハイテク産業からの地下水汚染や有毒廃棄物、自動車、オートバイから起こる大気汚染、最近マスコミを騒がせている原子力発電所の環境アセスメントに関わる問題、さらにゴルフ場などの観光開発に伴う環境問題などがある。

しかし、公害規制に対する民間企業、一般人の意識が低く、利益優先型の社会意識であるとの問題がある。このため、なおも「罰金を払った方が、公害防止設備への投資よりも安上がりだ。」との意識が広まっている。行政側の意識も産業優先に傾いており、公害防止への行政的取り組み、奨励措置の点で大きな立ち遅れを示している。

4. 環境問題の自立救済運動

深刻化する環境汚染に対して、政府の対応策は遅く、不十分であるため、民衆は自ら立ち上がる他に方法がない場合がある、これが「自力救済運動」と呼ばれる民衆の実力行使の手段である。⁽⁸⁾

民衆の環境保護運動の歴史は1981年に遡ることができる。この7月、台湾中部の彰化縣の農民が、排煙による被害を理由に煉瓦工場8社を相手に裁判を提起し、その後勝訴した。続いて1983年、南部高雄県でアミノ酸工場の悪臭、水汚染に対する住民側の実力行使により、工場が閉鎖された。その後、1985年にもいくつかの事件が起こった。中でも注目すべきは彰化縣鹿港で発生した反デュポン運動であろう。この運動の結果、デュポンの二酸化チタン

工場は、政府の認可を受けていたにもかかわらず、1987年3月、鹿港での工業建設計画を断念するに至った。戒厳令解除（1987年7月15日）以前の自立救済運動としては、極めて規模が大きい社会運動であった。また、都市から知識人、学生が協力した点も特徴であった。

その後も大小の事件が頻発したが、1988年秋の林園事件は一つのピークであった。高雄県の石化コンビナートで発生した汚水漏出に対し、住民が工場に乱入して操業停止に追い込み、最終的に総額60億円以上の賠償金が払われて事態が收拾された事件である。

このような反公害運動と並行して、台湾版ゴミ戦争が各地で発生している。台湾はこれまで近代的なゴミ焼却工場をもたず、ほとんどを埋立て処理に頼っていた。1982年以降、ゴミ処理場の住民がゴミの搬入を実力で阻止する事件が続発している。

環境問題に対する住民側の運動は上述のように各地で個別的に発生していたが、徐々に組織化も進みつつある。まず、消費者保護運動の組織として、1980年に中華民国消費者文教基金が成立した。環境問題の全国組織としては、1987年に台湾環境保護連盟が設立した。現在、約1000人の会員があり、9つの地方事務所をもつ。このほか、主にエコロジー運動に重点を置いたグリーン・ピースや環境教育を活動の中心にした団体（新環境基金主婦連盟および各地の地方組織）がある。⁽⁹⁾

5. 経済と環境問題——「六輕」と「核四」

現在争点となっている第六石化コンビナート（「六輕」と呼ばれる）と第四原子力発電所（「核四」と呼ばれる）の建設問題から、環境問題と経済成長の関係を考えてみたい。「六輕」は住民側の反対による用地難のため、計画が長く立ち往生していた。そのため、台湾プラスチック会社は台湾での建設を諦め、大陸へ投資する方針を発表したが、郝行政院長に引き留められ、台湾に留まることに再度変更した。この問題は今後、台湾が工業化を進めていく上

で、どのような産業を選択するかの問題を問いかけている。台湾において化学工業の比重は大きい。1989年の製造業付加価値生産額の7%を占め、前途⁽¹⁰⁾が有望な産業の一つとみられている。台湾プラスチックに他の民間化学会社が加わって、第7コンビナートを造成しようという動きもある⁽¹¹⁾。しかし、これ以上環境に対する負荷の大きい化学工業は台湾にとっては不要であるというのが、反対側の主張である。

「核四」は1980年には既に建設予定地まで決まっていたが、国会議員などの反対によって、行政院は1985年5月に建設延期を発表した。しかし、その後電力需要が急増し、政府は夏場には停電の可能性もあるとしてこの建設の必要性を再び訴えるようになった。1991年に台湾電力会社の委託により、中華徵信所が実施した世論調査によると、全省では賛成56%、反対14%、原子力発電所付近ではそれぞれ35%、38%、建設予定地ではそれぞれ9%、80%⁽¹²⁾となっている。この「核四」問題は、次の2つの問題を提起している。一つは、経済成長とエネルギー消費量の問題である。もう一つは、エネルギーの選択に関する問題である。後者については、すでに年間発電量の35%を原子力に依存する台湾が、これ以上安全性と廃棄物処理の問題を抱える原子力発電所を造ることはコストベネフィットの点からみて適当か否かである。しかし長い将来からみて、原子力発電は、どうしても欠かざるを得ないと考える⁽¹³⁾。

II 環境政策と環境行政の現状

1. 現段階における政策実施概況⁽¹⁴⁾

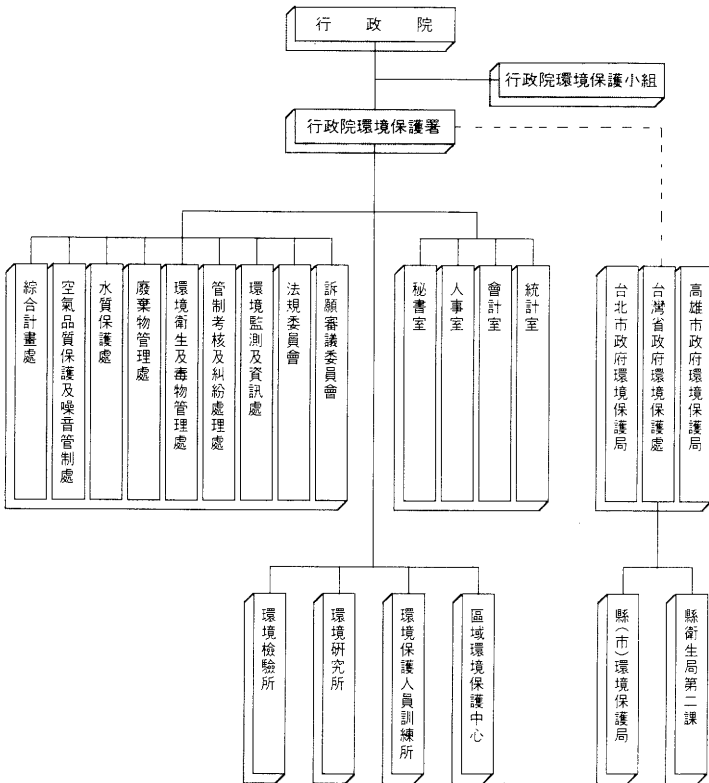
(1) 環境保全組織の体系

1987年8月22日行政院の環保署設立後、88年1月15日に、台湾省政府に環境保護処が設立され、その後相次いで13の県市に環境保護局が設立され、91年7月1日に県市環境保護局の組織化を完成した。環保署の環境試験所は、

1983年の1月に設立された。また、環境保全の技術者を養成する訓練所組織条例も同年12月7日に制定公布された。中央から縣市に至るまで、各級の環境保全組織体系はすでに完成された。環保署は、地方の環境人員および設備を充実するため、調査および検査関係の技術者520人を地方の環境保全機関⁽¹⁵⁾に配置し、検査用の車両と機器類約30種の予算を準備した。

横の関係機関を調整するため、部門別の関係機関が環保署で定期的な会合を行う。中央の各目的の事業管理機関が政策を決定し、これに対応した環境保全の専門機関を設立して、環境保全と汚染改善業務の管理、指導を行わせ

第1図 行政院環境保護署組織図



る。現在、この政策は積極的に進行企画中である（第1図参照）。

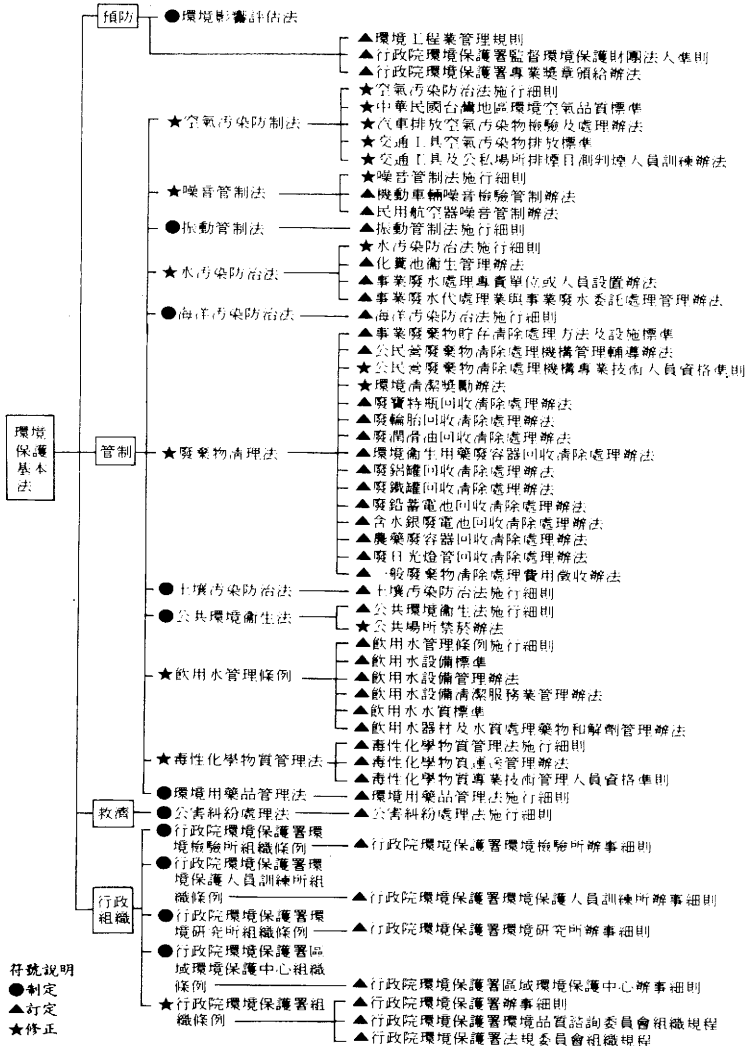
(2) 環境保全法規の制定または改正

環境保護を実現するため、環境法の体系を整備する必要がある。環境保全に関する先進国の立法原則を参照して、予防原則、汚染者負担原則、国民参加原則を採用している。環保署が成立してから3年間に、既に51の法規が完成し、その中、法律案は15、行政規則は36ある。例えば、これらの法律の中で重要なものとして、一般に環境憲法と呼ばれる環境保全基本法、予防原則の一つである環境アセスメント法（環境影響評価法）、紛争処理解決を目的とした公害紛争処理法などがある。重要な法改正としては、大気汚染防止法、水汚染防治法、噪音管制法などがある（第2図参照）。

(3) 環境教育指導の充実

ここ数年、環境保全意識が急速に高まりつつある。だが、まだ環境に対する一般の認識が欠けており、環境とその概念について、国民を教育し、環境保全に対する意識を育成する必要がある。国民に環境に対する健全な認識をもたせ、環境保全教育に参加させることが指導の目標である。環境教育の第一段階は、環保署が設計した環境教育計画である。この計画は、環境教育政策研究計画、学校環境教育、社会環境教育の3つに分かれている。学校環境教育では、現在既に、環境保全補助教材が発行され、読物、PR品を含め約30種が、全国の小、中、高等学校に無料配布されている。台湾ではこのような方法による、いわゆる「逆方向の教育」を進めている。つまり、これは、子供に対して環境保全教育を行うことにより、子供から親へ知識を伝えていくことを目的とした教育方法である。この新しい教育方法によって、環境保全の観念が社会の一般人に深く浸透していくことが期待される。社会教育方面では、刊行物とPR品約200種が、各界と事業機関に配布され、同時に「環境保全の小英雄」というアニメ番組もテレビで放映された。これら以外にも、各種の方法を通じて、環境保全教育指導の充実が図られている。⁽¹⁶⁾

第2図



(注) ●▲★の記号は、それぞれ法令の制定段階、改訂段階、改正段階の制定状況を示す。
 (出所) 簡又新『環境・法治・うるわしの国』1991年、14ページ。

(4) 環境アセスメント制度の確立

行政院は現在環境アセスメント法を制定予定であるが、その法案の解説によると、中国石油会社の「五輕計画（第五期精鍊工場）」、台湾プラスチック企業の「六輕計画」観音工業区案等102件について、環境アセスメント報告または環境説明書審査が完成しており、その中の79件が承認され、全体の22.5%に当たる23件がまだ承認されていない。「五輕計画」については、環保署の審査の結論に基づき、検討後に許可を決定した。監督委員会を設立し、汚染源の改善の状況と付近の環境汚染程度を知るため、測定システムを設置し、「五輕計画」の実施状況を、細かく監督している。国民が最も関心を集めている台湾プラスチック企業の「六輕計画」については、工場の建設予定地が確定し、その環境アセスメント報告が作成されれば、環保署は、その報告書の審査に関して、公開、公正、科学性の原則に基づいて、慎重に処理する意向とのことである。

(5) 汚染源に対する厳格な規制と立ち入り検査

(イ) 排出基準の段階的な厳格化

大気汚染防止を強化するため、台湾地区の大気環境基準が以下の如く改正された。移動汚染源に対して1990年7月1日にガソリン車の第2期排出基準が施行され、さらにオートバイの排気ガスについては、より厳しい基準が91年7月1日から実施された。また、ディーゼル車から排出される大気汚染物質に対する新排出基準を1993年7月から適用されることが公告されている。水質汚染の防止改善について、1987年に放流水質基準が施行されているが、さらに厳しく改正が行われた。1993年、98年の適用標準も、既に行政院環保小組の審議を通過した（92年1月現在）。

(ロ) 重大汚染源への立ち入り検査と改善の促進

固定的大気汚染源の規制対象である鉄鋼業、コンクリート業が排出する浮遊粒子状物質の排出量は年間約5万3000トンに達している。固定的汚染源の

規制対象として監督指導改善を受けている会社数は6663社にのぼり、現在、固定汚染源から排出されている黒煙は、明らかに減少している。水質汚濁防止の改善は、8つの期間に分けて実施されてきている。例えば、第1、第2、第3期に規制を受けた対象は1495社で、改善率は78%を記録している。養豚事業の廃水規制対象は2957社あり、改善率は37%である。また、医療事業の廃水規制対象は1343社ある。第4期の規制対象は、電気メッキ業が3186社あり、積極的な立ち入り検査を行い、改善を促している。

(ハ) 重点行動方策の採用

環境保全法規に違反した者に対して、迅速な取締活動を開始し、改善を促すとともに、社会一般の人々の注意を引き付け、かつこれらの行動方策が一般の積極的支援を受けるように、重点方策には特別な名称が付けられている。

①藍波(ランポー)計画——各級の環境保全機関は、抜き打ちで、固定汚染源の排気および廃水の検査を行う。環保署はこれまでの抜き打ち検査で、固定的大気汚染源を合計73回、408社を検査し、209社を摘発した。廃水については、合計77回で436社を検査し、227社を摘発した。

②飛鷹(イーグル計画)——上空から大気汚染の状況を巡視する。1年で3366件検査した。そのうち、709件が摘発された。

③魯班計画(中国の春秋時代の有名な建築家)——建築工事に伴う各種の汚染状況を検査し取り締まる。

④除鼬(イタチ退治)計画——主要な道路で、ディーゼル車の排気ガスの状況を調査する。

⑤ 剿鼠(鼠取り)計画——違法に下水管を作り、廃水を流す工場を取り締まる。

⑥火腿(ハム)計画——養豚業者からの廃水状況を調査し、改善を促す。

⑦華陀(漢時代の有名な医者)計画——病院からの廃水状況を調査し、改善を促す。

⑧黄鶯計画——騒音の改善、生活環境の妨害を減少させる。

(6) ゴミ処理問題

(イ) 都市ゴミの処理計画

行政院は1985年3月に「都市ゴミ処理計画」を定め、計画執行期間を90年6月末までとし、196カ所にゴミ処理場を設置する予定であった。1990年末までに156カ所を既に完成している。1日当たり、約1万522トンのゴミを処理し、処理率は61.4%に達した。計画執行前の2.4%に比較すると、その効果は明らかである。

(ロ) 大型焼却炉の建設

大台北地区のゴミ処理問題を解決するため、環保署は中国石油からの剰余利益を運用して、1994年度までにゴミ資源回収炉（焼却炉）を各1基、台北県新店市と樹林鎮のそれぞれに設置予定である。この施設が完成すれば、ゴミ焼却量は1日当たり2100トンに増加するであろう。当面、台北地区のゴミの収集、運搬、処理を強化し、広告の氾濫、および大漢溪と淡水河の川底に堆積するゴミや浮遊ゴミの問題を解決するため、環保署は1990年10月から台湾省、台北市および台北県の環境保護関連機関を集め、ゴミ処理専門委員会を結成して、有効な監督指導方法を提供する。

(ハ) 一般廃棄物回収計画の推進

この計画は、「惜福計画」（資源を無駄にしないための活動計画）」ともいわれる。予め17項目の物品を選定し、これらを回収計画の対象とする。回収、処理、清掃の方法に関する法規はそれぞれ別々に公布された。物品の製造、輸入、販売を行う者は、回収、処理、清掃廃棄物の責任を負う。現在、既に17項目のうち9項目が実施対象となった。例えば、ポリ瓶、古タイヤ、潤滑油、アルミ缶、ブリキ缶、水銀電池、鉛蓄電池、ペストコントロール剤の容器、農業の容器等である。その他の8項目については、既に顧問会社に委託して処分する方法を検討中である。ポリ瓶の1年目の回収量は3600トンに達し、回収率は33.5%であった。

(7) 大型環境保全計画の推進

(イ) 淡水河水系の汚染整備改善計画の初期工事

この計画は、環保署が下部機関と協力して進められてきている。主要工事は台北近郊の海洋放流管、陸上放流管、八里污水处理場、基隆河および淡水河流域汚水遮断施設など19あり、中央、省、市、県など各機関が共同で行うことになっている。1993年には汚水下水道系統の初期工事が完成予定である。汚水は台北市内の河川に直接流入しないよう1カ所に集められる。台北市内から毎日出る都市汚水量80万トン、総水量の約40%を占める。その他、沿岸ゴミ捨て場の封鎖または改善を行う。各河川では乾季に酸素が欠乏し、悪臭を発生するので、これをなくす必要がある。環保署は、教育指導を強化するために、特製のポスターを作り、流域区内の各種学校と教師と生徒に送付し、住民の計画参加を呼びかけている。

(ロ) 台湾地区の環境基準測定計画

台湾の環境基準を先進国並みの水準に近づけるため、民間業者を集め、測定網計画を公表し、1992年度に全国に大気質自動測定所を66カ所、管理センターを1カ所設置し、さらに全国各地に26カ所の一般環境騒音測定所を設置する。また、軍用に6カ所、民間飛行場の周囲に一般環境騒音測定所を59カ所設置する。この計画は1997年度の海洋水質測定網の設置をもって、完成することになっている。

(8) 環境衛生維持に関する業務

(イ) デング熱媒体の予防改善

1988年のデング熱発病者は1984人であった。環保署は媒体の発生源を撲滅する運動を1989年に展開した結果、この年は僅か35人の発病記録が確認されたにすぎなかった。1988年に比べ98%減少した。1990年は、海外からの入国者9人にこのデング熱の発病が認められた。

(ロ) 公共場所の環境衛生の改善

禁煙を奨励し、自然環境の美化活動を積極的に進める。「カモメ計画」と呼ばれる計画があり、84カ所の海水浴場と海岸を選定し、砂場の衛生状態を評価する業務を推進する。

(ハ) 国家清潔週間活動

旧暦の大晦日1週間前を国家清潔週間として、各家庭が一斉に家の内外の大掃除を実施する活動である。計画の重点は、「環境衛生は自らの家から始めよう」という基本原則を育てさせ、「環境衛生、緑化、自宅の美化」を基本方向としたものである。⁽¹⁷⁾

(9) 公害紛争の処理方式⁽¹⁸⁾

公害紛争処理法がまだ正式な立法手続を経ていない時から既に、工業公害紛争監督指導処理委員が置かれ、経済部と環境関係部会が協力して、工業公害紛争の解決の監督指導を行ってきた。工業公害紛争の調停で、住民が暴力的恐喝方法（環境保護ゴロ）で補償または賠償を要求することがあり、汚染を理由に工場の営業停止や移転を要求することもあった。個人に賠償を求める場合に、先に損害賠償責任を鑑定することがあった。公共事業の建設に近隣の住民ができるだけ協力することを原則として、地方政府が調停に当たる。環保署が成立後の3年間で、処理した重大陳情事件は37件あり、1988年10月から特別に追徴処理した重大な公害紛争事件は205件、このうち166件は既に解決した。

(10) 環境検査業務の強化⁽¹⁹⁾

(イ) 環境検査標準方法の訂正

国内の環境検査作業を統一し、検査の品質を確立し、信頼を高めるため、検査の標準を成立する必要がある。既に公布している方法は70種、暫定的方

法として83種ある。今後6年以内に、標準方法381種、暫定方法345種公布する予定である。

(ロ) 環境検験代験機構の認可

民間の力を、環境保全業務へ導入するために、認可の方法を制定し、環保署の認可を得た公営または民営の検験機関は、委託を受けて検験の代行を営むことができる。既に25社の検験機関が認可を受けているが、将来3年以内には指導範囲を拡大してこれを50社に増やす予定である。環境保全業務の民営化を図る意向である。

(ハ) 積極的な環境検験の品質保証と品質管理(QA/QC)の推進

環保署は検験の信頼を高めるため、環境検験品質保証制度の実施方を企画している。

2. 9つの汚染源と環境保全措置

台湾には、13の特有な環境汚染問題と9つの大きな汚染発生源があり(下掲「政策規劃」参照)、それぞれに対応した検討策として以下のものがある。⁽²⁰⁾

(1) 農業方面——養豚事業に対して「ハム計画」と称し、3606社(家)を規制対象として、廃水の改善を行い、1992年には50%を改善できる見通しである。

(2) エネルギー工業方面——エネルギー工業が引き起こす大気汚染を防止するため、燃料に含まれる硫黄分を制限する施策であり、1990年7月から硫黄分が1.5%を超えてはならないというものである。これによってSO₂の排出量を年間9万5000トン減少できる。他にも中国石油公司に対して、無鉛ガソリンを全面的に供給するよう要請している。台湾電力会社に対しては、火力発電所からの汚染改善を要請する。これによって、1993年までに、硫黄酸化物を54%、約26万トン、浮遊粒子状物質を83%約4万トン減少できる予定である。

政策規劃

- 一、農業：列管3,606家養豬戶改善廢水，預計1992年可改善達50%。
- 二、能源工業：實施燃料油含硫量限制策略，以改善空氣污染。
- 三、一般工業：空氣污染源列管7,100家，
水污染源列管4,800家，
事業廢棄物污染源列管8,000家，
廢五金至1993年1月全面禁止進口。
- 四、交通運輸：分期加嚴排放標準。
- 五、一般服務業：醫院、學校實驗室廢水、娛樂場所、
百貨公司、寺廟噪音。
- 六、消費者：資源回收，廢棄物減量運動。
- 七、都市與建築：道路管線工程污染，建築工程噪音，
污水下水道工程推動，化糞池工程推動。
- 八、環保企業：民營化(檢測、回收、再生)。
- 九、國防事業：軍醫院、軍工廠、軍用車之污染改善工作。

(3) 一般工業方面——主なものは、汚染源工場に対する規制対策および防汚染設備の投資を促すことである。規制対象となる工場数は、大気汚染源7100社、水質汚濁源4800社、廃棄物汚染源8000社ある。廃金属の輸入は、過去2年間に徐々に減少している。これに対する汚染防止設備投資は、1987年は70億元(台幣1元=約日本5円)、88年は201億元、89年は311億元である。銀行からの借り入れによる汚染防止設備費は累積121億元に達している。

(4) 交通運輸方面——自動車、バイクの排気ガス規制標準を段階的に強化していく戦略をとっている。自動車の第2期規制は1990年7月から、バイクの第2期規制は91年7月から実施することになっている。交通騒音についても積極的に改善中である。

(5) 一般サービス業——サービス業からの汚染を改善するため、すでに多項目の行動計画がある。例えば、華陀計画（医療事業所からの廃水改善の計画）、ノーベル計画（学校試験室からの廃水の改善計画）、カナリヤ計画（娯楽場、デパート、寺社からの騒音の改善計画）、カモメ計画（海水浴場、海のリゾート地の清潔度を評価する計画）などである。

(6) 消費者方面——1989年から「惜福計画」を推進しており、廃棄物の回収、資源再利用を促している。現在すでにポリビン、タイヤ、エンジンオイルなど3種について回収を行っている。別に、ブリキ缶など14種について、引き続き実施する予定。これらの運動は、消費者と協同で推進していくことが重要である。環保署は、回収システムのある製品には「受護環境標章」のマークを利用させ、消費者にこのマークの付いた製品を選ぶよう勧めている。

(7) 都市と建築方面——魯班計画と呼ばれ、道路管線工事の建設と汚染の改善を行う。公共下水道建設遂行のため、内政部は、これに約5000億元を出資して、都市部の汚水解決のための重要な措置と考えている。

(8) 環境保全企業方面——環保署は環境保全業務の民営化を積極的に推進している。すでに24の環境測定事業所が登録されており、3年内に50事業所を指導認可していく予定である。車両排気ガス試験所7カ所、廃棄物処理事業所9カ所、ベストコントロール事業所69カ所がある。廃棄物回収に関する「惜福計画」では、2000の回収業者がこの事業に参加している。奨励、指導などの措置により、国内に環境保全の事業が根つきつつあるといえる。先進科学技術を導入して、環境保全事業の民営化の発展も促している。

(9) 国防事業方面——国防部はすでに汚染防止のための予算を計上している。例えば軍病院の廃棄物、廃水の改善、軍事工場汚染防止の改善、大型軍用トラックエンジンの燃焼系統の改善などがあり、そのほとんどが相当な効

果をあげている。

Ⅲ 環境保護法体系の制定と適用状況

1. 積極的な環境保護法規づくり

環境保署は既に法整備計画を定めており、3年以内に法規73種（法律案19種、政令54種）の増改訂を完成させる予定である。法規の属性は、基本法、予防、管制、救済、行政組織の5つに大きく類別される⁽²¹⁾。1990年末に環境保署がすでに制定作業を完成した法規は、51種ある（そのうち、法律案15種、政令案36種）。その15の法律案の中で既に公布されたものは6種ある（「廃棄物処理法」、 「毒性化学物質管理法」、 「環境保護署組織条例」、 「環境検閲所組織条例」、 「環境保護人員訓練所組織条例」など）。さらに1991年の5月に公布された「水污染防治法」、92年2月に公布された「大気汚染防止法」、 「騒音規制法」と「公営紛争処理法」等がある。現在、立法院（議会にあたる）において審議中の法令は8種あり、「環境保護基本法草案」、 「大気汚染防止法改正草案」、 「騒音規制法改正案」、 「振動規制法草案」、 「環境アセスメント法草案」、 「ベストコントロール剤管理法草案」、 および「飲用水管理条例改正草案」である。「環境保護署環境研究所組織条例草案」は行政院で審議中である⁽²²⁾。

これらの法律草案の重点と特色は次のとおりである。

(1) 環境保護基本法草案——環境保護と経済発展との調和（兼籌並顧）の原則を謳うとともに、政府が確立すべき制度と政策、および遂行すべき措置を規定する。

(2) 環境アセスメント法草案——環境アセスメントを行うべき開発行為の範囲を規定する。開発機関はまず環境アセスメントを行い、その影響の及ぼす範囲を確定し、同時に公開説明会等を行い、その後、環境アセスメント審査委員会の許可と審査意見を添えて目的事業所に送付し、許可を得てははじめ

て開発に着手することができる。開発機関は環境説明書あるいは評価書の内容を忠実に執行しなければならない。違反者は刑事責任および行政処分の規定の適用を受ける。

(3) 大気汚染防止法改正案——固定汚染源の申請許可制度と汚染アワ (Bubble) 制度に対する規定項目を増やす。大気汚染防止費用を徴収する。すでに重大汚染源であることが判明した工場は、汚染防止設備を改善し、事業を開始する前に、罰金を払い、改善許可を取得しなければならない。罰金を引き上げ、刑事責任を重くする予定である。

(4) 水汚染防止法改正案——汚染源の規制対象を拡げ、下水道系統、建築物の汚水処理設備・総量規制を確立し、汚水処理の費用を徴収する予定である。

廃水の放流に関する申請・許可制度の規定を増やし、地下水の保護を規定するとともに、罰金額を引き上げ、刑事責任の関連規定を増やす予定である。

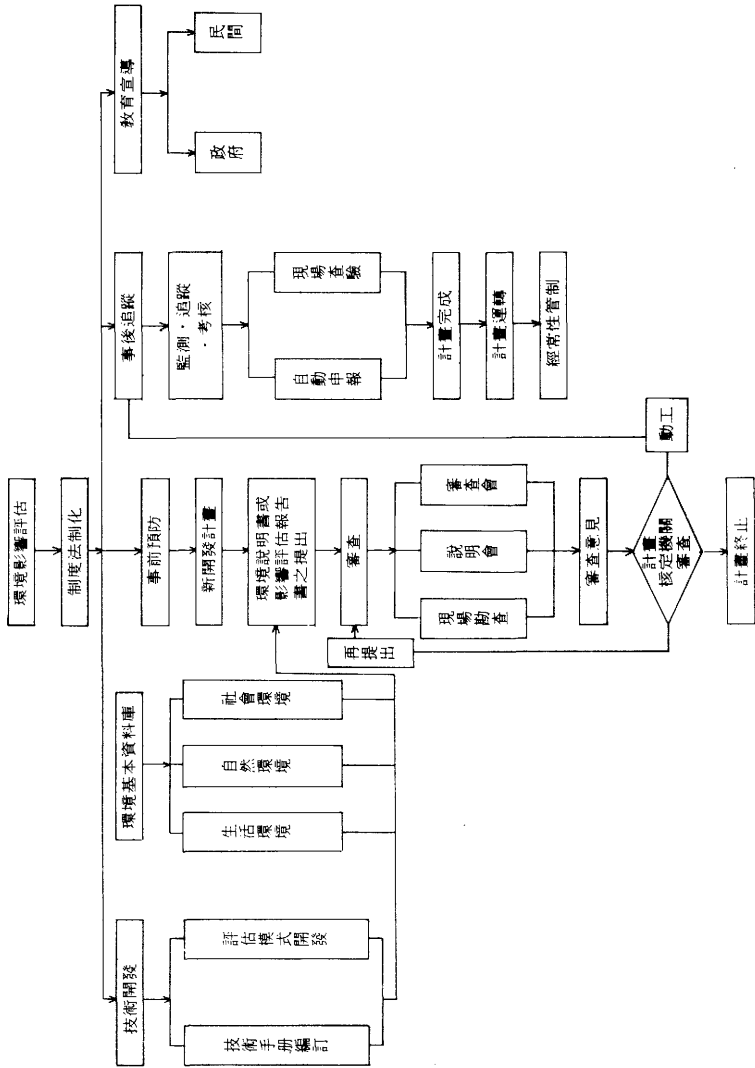
(5) 騒音規制法改正案——固定騒音発生源の許可に規定項目を増やすとともに、自動車、航空機等の交通騒音の防止規定に関する項目を増やす。罰金額の引き上げも予定する。

(6) 振動規制法案——規制区を設け、営業あるいは娯楽場、建設工事などから発生する振動は、規制基準を超えてはならないと規定する。容易に振動を発生する施設の許可制度、交通振動の防止などが主な規制内容である。

(7) 公害紛争処理法案——公害紛争処理機構として、調停委員会と裁決委員会を設置する。また、行政院は緊急公害紛争処理センターを設け、環保署には公害紛争指導処理センターを設ける。裁判所で設定された調停書または裁決書は民事訴訟法上の確定判決と同一の効果を有する。

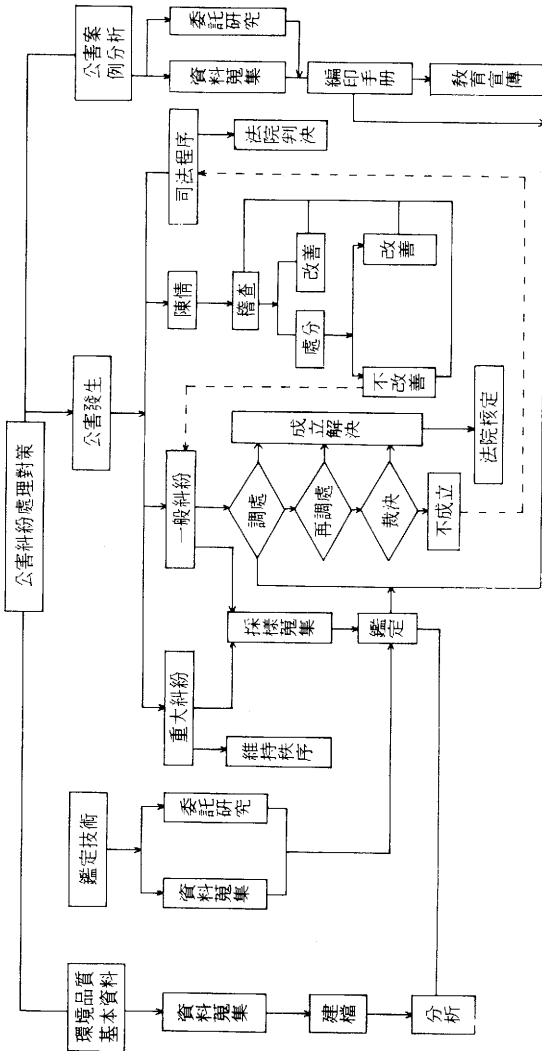
(8) 廃棄物清里法改正——中央の環境行政機関は重大な環境汚染を引き起こす恐れのある一般廃棄物を公告し、当該物の包装、容器の製造、輸入、他方販売を業とする者には、これらを回収・処理する責任を負わせる。また、ゴミ処理の経費も、受益者負担原則を採用する。一般廃棄物の清掃、処理に当たり、その清掃地区内の住民がその費用を負担する。

第3図 行政院環境保護署環境影響評估策略分析圖



（出所）簡又新『環境・法治・うるわしの国』1991年，108ページ。

第4図 行政院環境保護署公害糾紛処理架構圖



(出所) 第3図と同じ, 110ページ。

(9) 飲用水管理条例改正案——地表水または地下水は、水源の水質基準に合格してはじめて飲用水源として利用可能であることを規定する。飲用水に関わる設備の維持管理について、定期的な記録の報告を規定する。飲用水の水質の基準改正は、中央機関が行う。公共場所で供給される飲用水の水質状況も定期的に公告あるいは報告されなければならない。さらに、罰金額を引き上げ、刑事責任の規定を増加することが予定されている。これらの刑事責任に関する規定が注目に値する。

2. 法の適用状況

(1) 専門人員の資格認定

環保署は、環境保護に関わる専門人員を訓練し、資格認定を行っている。1987年以後に講習または訓練を受けた専門人員数は約3000人に達し、資格認定書は2682人に交付された。そのうち、甲級廃水処理技術員資格証書は1163枚、乙級廃水処理技術員資格証書は1006枚、廃棄物処理技術員甲級は300枚、乙級は200枚、毒性化学物質技術管理人員資格証書は13枚あり、その数はなお増加中である。

(2) 基礎的な環保検査人員と設備の充実

環保署は汚染源の検査、取締を拡大するため、環境保護取締検査人員として520人を募り、地方の環境関連の機関に派遣し、関連業務に当たらせる。県市の環境保護機関に対して、3億7667万元を予算的に補助し、コンピューター、ファックス等の事務機器の充実を図らせている。

(3) 検査と取り締まり

環境保護法規違反の違反者に対して、迅速な取り締まりを実行するとともに、積極的な改善を促している。

環保署は1988年からの2年間、固定汚染源と毒性化合物質の申請、登記許

可制度を実施してきている。1991年からの4年間に汚染源の申請、許可検査取り締まりを実施する。既に約1万1000余りの工場が申請を行った。

また、汚染源の検査処罰業務を強化するため、環保署は1987年から、地方環境保護機関に、毎月、汚染源の検査と処罰資料を記入提出させ、地方の執行状況と汚染源の改善状況を把握し、毎年の総合評価指標の一つとしている。この執行成果は、1988年の罰金件数は約12万件、総額約2億6500万元に達した。1989年の罰金件数は約18万件で、実際に徴収された金額は約3億4600万元、90年の罰金件数は約17万件で、実収罰金額は約3億6300万元であった。

(4) 公害裁判⁽²³⁾

公害裁判例には一般的に行政事件と民事事件があるが、刑事事件は公害罪がまだ草案中であるため、公害に関する刑事事件はまだ発生していない。行政事件については、行政罰（罰金）だけで、懲役がない。罰緩は罰金の一種だが、行政罰である。行政機関の告発によって、直接違反者に罰緩（金）の裁決を下すことができる。

民事事件の適用法令としては、民法184条の不法行為損害賠償規定、同法767条の「物上請求権」、同法962条の「占有之訴」、同法18条1項「人格権侵害排除請求権」、同法793条の「生活妨害排除請求（Immissionen）」、および国家賠償法第3条の「国家賠償責任」などが考えられる。

台湾の公害賠償の裁判例としては、次の2件がある。いずれも煙害事件である。一つは、1963年、被告の工場の排煙が原告の葡萄園に侵入し、葡萄が枯死した事件であり、もう一つは、81年に被告等7社のレンガ工場の排煙が原告116人の水田に被害を与え、稲の生産が減少した事件である。いずれの場合も、原告側が勝訴し、民法184条（不法行為）の規定に基づき、損害賠償を得ている。

(5) 最近の動きから

①環保署が1991年8月30日に「一般廃棄物清除処理費徴収辦法」を公布し

て、この行政命令（辦法）に基づき、同年9月1日から台湾全島でゴミの清掃費を徴収することになった。徴収方法は、水道料金に加えて毎月徴収される。水道を使用しない場合には、一戸ごとに、毎回（3カ月に1回）一定金額を徴収することになり、予定では毎年24億3660万元収入をあげる。これは1992年度のゴミ清理予算の30%を占めた。⁽²⁴⁾

②環保署が1991年7月20日、公害申斥專線（電話の公害ホットライン）を設けた。⁽²⁵⁾ その1カ月程の間の総陳情件数は1818件、そのうち有効件数は1398件、匿名件数は420件であった。大気汚染（38%）、廃棄物汚染（28.1%）、騒音（16.9%）に関する苦情がその大半を占めた。台北市政府環保局も同年8月に環保專線（ホットライン）を設けた。⁽²⁶⁾

③省営の中興紙業会社が、1億元以上の資金を支出して廃水処理設備を備えたが、これは規格標準に達しなかったため、1991年9月に環保署から停業処分を受けた。⁽²⁷⁾

④環保署は、「80（西暦1991年）学年国民中・小学加強環境教育実施計画」を発表し、7項目計画を学校環境教育の重点とし設定した。⁽²⁸⁾

⑤環保署は、調査報告でゴミの中で回収資源として利用できる廃棄物が40%を占めると発表し、1991年7月1日～92年6月30日の間、台北市で「資源ゴミ回収示範計画」を遂行した。⁽²⁹⁾

⑥環保署は、1991年6月に裁判官および検事を招き、「公害鑑定および偵査（捜査）実務検討会」を開催し、将来の公害紛争処理の施策を検討した。⁽³⁰⁾

⑦基礎的な環境整備を行うため、環保署は1991年度に16億9291万元の予算を地方政府の環境整備に補助した。⁽³¹⁾

Ⅳ 環境保護の今後の課題

政府は、国民の生活質を向上させ、国家産業規模を拡大し、環境と経済関係の調和を図り、産業技術水準を向上するといった4大原則を基礎にした

「国家環保建設6年計画」を1991年の初頭に発表した。これによると、将来6年以内に、政府と民間は共同で6000億元（約3兆円）の環保投資を行い（このうち、政府の投資額は、2896億元、残りが民間出資分である）、政府と民間が共同して、将来の環境計画を実施する。その内容にはこれまでの継続的プロジェクトと新規のプロジェクトを合計して、67項目の環境保護建設投資計画が含まれる。これらを大きく区分すると、ゴミ処理、事業廃棄物処理、水汚染防治、汚水下水道建設、大気汚染防止の五項目に分けられる。⁽³²⁾以下それについて若干述べることにする。⁽³³⁾

(1) ゴミ処理

ゴミ処理の第2期計画が、行政院の審査を通過し制定されている。この計画では、1991～1996年度にゴミ処理場を102カ所設置する。地域の埋立場は22カ所、一般衛生埋立場が56カ所、ゴミ焼却場が23カ所、ゴミ堆肥場の1カ所を設置し、地方にゴミ収集車約2700台を提供する。その他、ゴミ処理の民営化と処理費の値上げ等に必要な投資額を合わせて約570億元を支出する。1996年までに、現在のゴミ処理率を61%から85%に引き上げ、ゴミ焼却率を1.4%から50%に引き上げる予定である。大型ゴミ焼却炉の民営化率を25%まで引き上げることによって、ゴミの減量化と安定化を達し得る。必要な用地は地方から提供させ、中央の計画、監督を受けて、台湾省が焼却炉の経営費を負担する。汚染者費用負担の原則を貫き、財源を調達する。環保署は1991年8月30日に「一般廃棄物清除処理費徴収辦法」を發布し、この年の9月からこの計画を実施している。

(2) 事業廃棄物処理

事業廃棄物の排出量は、毎年約3000万トンと推定されている。そのうち、有害廃棄物が約290万トンある。重点計画は、模範的な事業廃棄物焼却炉を一基設置し、さらにその後、北部、中部、南部の3区にそれぞれ工業区事業廃棄物処理センターを各1基設ける。そのほか、3カ所の病院廃棄物焼却共

同処理センターを設置する。建築廃棄土の処理について、台北市、高雄市、台湾省に建設廃棄土の置き場を設ける計画を環保署、内政部、經濟部および省政府が行う。

(3) 水污染防治

この計画の目標は、重要な44の河川流域の污染防治を完成させるための計画である。初期の目標として、淡水河、二仁溪、後頸溪、急水溪、北港溪、朴子溪、東港溪、高屏溪、前鎮溪、冬山河の水質を改善する。淡水河系の水污染防治初期工事は、この計画の中に組み入れ、1998年末までに、河川の水域類型基準に到達させる予定である。大高雄地区水污染防治計画と大台北地域区の淡水河系汚染整治計画は、南北両大都会区の大型環保建設計画ともいえる。

(4) 汚水下水道の建設

台湾地区の下水道の普及率は、僅か3.3%にすぎない。下水道設備は都市環境の水準の高低に直接影響する。下水道は先進国家では、ほぼ完備しているものであるのに、台湾の普及率は極めて低い。1996年までに普及率を14%に到達させる予定である。この計画の担当機関は内政部と省政府である。

(5) 大気汚染の防制

大気汚染の主要発生源の一つは、固定汚染源である。例えば、工業燃料、乗物、廃棄物の露天燃焼、建設工事から排出される汚染がある。重要な措置としては、エネルギーの節約、低汚染燃料への切り替え、無鉛ガソリンの使用、固定汚染源の登記許可制度の確立、建築工事に伴う汚染源の改善、大気環境汚染測定網と汚染源排出口のガス自動測定制度の確立などがある。改善目標は、全ての項目を汚染基準指標 (PSI) の中間値以内に維持できるようにすることである。

おわりに

台湾では近年、国民総生産の増加、国民の知識水準の高まり、民主化運動の高揚により、生活環境に対する国民の要求は、日増しに強まっている。これに伴い、環境保護意識も急速な高まりをみせ、環保署およびその他の環境保護機関も大いにその使命の重大さを実感している。台湾は今後、着実かつ誠実に、明確な優先順位を立てて計画的に、先進国の経験を参考にしつつ、環境問題に対し積極的な行動をとる必要がある。環境質の向上には、国民からの大きな期待が寄せられている。

〔注〕

- (1) 黄榮村「台湾環境保護中政府与民間的互動」全国民間經濟會議（1991年2月23日、於国立台湾大学法学院）。
- (2) 簡又新（中華民國行政院環境保護署署長）『より環境品質の高い21世紀を迎える為に』前言参照。行政院環境保護署編『中華民國台湾地區環境資訊』1991年版，行政院環境保護署出版，1991年。
- (3) 簡又新，前掲書，1～3ページ。
- (4) 同上，4ページ。
- (5) 『中華民國台湾地區環境資訊』32ページ。
- (6) 簡又新，前掲書，6ページ。
- (7) 作本直行，NIEs出張レポート3，台湾，8ページ。
- (8) 佐藤幸人，在外職員現地情勢報告—台湾，1ページ。
- (9) 同上，2ページ。
- (10) 行政院主計所『中華民國台湾地區國民所得』1990年版。
- (11) 『工商情報』（台湾），1991年4月12日。
- (12) 同上，1991年2月11日。
- (13) 佐藤，前掲文，4ページ。
- (14) 簡又新『環境・政治・浄家郷』環境通社，1991年，47ページ。
- (15) 行政院環境保護署・環境保護人員訓練所は，1991年7月1日に成立した。
- (16) 積極的に学校環境教育を遂行するため環保署と教育部（文部省）および関係機関

- は「80（1991）年度国民中・小学加強環境教育実施計画」案を決めた（『環境通訊』（週刊）1991年10月1日）。
- (17) 環保署が「81（1992）年国家清潔週地方政府執行績效督導考核要点」を公布した（『環保通訊』1991年11月15日）。
- (18) 環保署が1991年6月に「公害鑑定及偵查實務檢討会」を開催している（『環保通訊』1991年10月1日）。
- (19) 同上。
- (20) 簡又新「邁向21世紀環保法治化社会」（簡又新『環保・法治・淨家郷』）9ページ。
- (21) （注15）参照。
- (22) 簡又新『より環境品質の高い21世紀を迎える為に』8ページ。
- (23) 曾隆興「中華民國（台湾）の環境法制と裁判例(1)(2)」（『法律のひろば』1991年5～6月）。
- (24) 『環保通訊』1991年9月15日。
- (25) 同上，1991年10月10日。
- (26) 『聯会報』1991年8月9日。
- (27) 同上，1991年9月8日，6版。
- (28) 『環保通訊』1991年10月1日。
- (29) 同上，1991年10月15日。
- (30) 同上，1991年11月1日。
- (31) 同上，1991年12月1日。
- (32) 同上，1991年10月15日。
- (33) 簡又新『環保・法治・淨家郷』39，56ページ。